

# 知立市高齢者見守りネットワークガイドライン

～孤立死、虐待などを発生させないために～

知立市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう日常の見守り支援体制の整備を進めています。

今般、急速に進む少子高齢化や1人暮らし高齢者世帯などの増加により家族や地域でのつながりが希薄になりつつある中で、社会から孤立する高齢者が増えています。

一方、高齢者に対する虐待事例も発生しており、憂慮される問題となっています。

このガイドラインは、このような社会状況の中で、地域において支援を必要とする方の早期発見及び支援を行うため、日頃より高齢者等と関わりのある方々に、日常の見守り活動のご協力をお願いするものとして作成しました。



平成 29 年 7 月 知立市

## 1. ガイドラインの役割

このガイドラインは、日常の業務や見守りの中で誰もが異変に気づき、通報しやすいように、「個人情報の保護に関する法律」において、個人情報を提供できることとされている「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」に該当する場合を具体的に示したものです。

## 2. 個人情報の保護

このガイドラインに基づき知り得た情報は、安否確認、緊急措置、行政サービスの提供や相談以外には使用しません。併せて、通報いただいた方の個人情報も保護します。

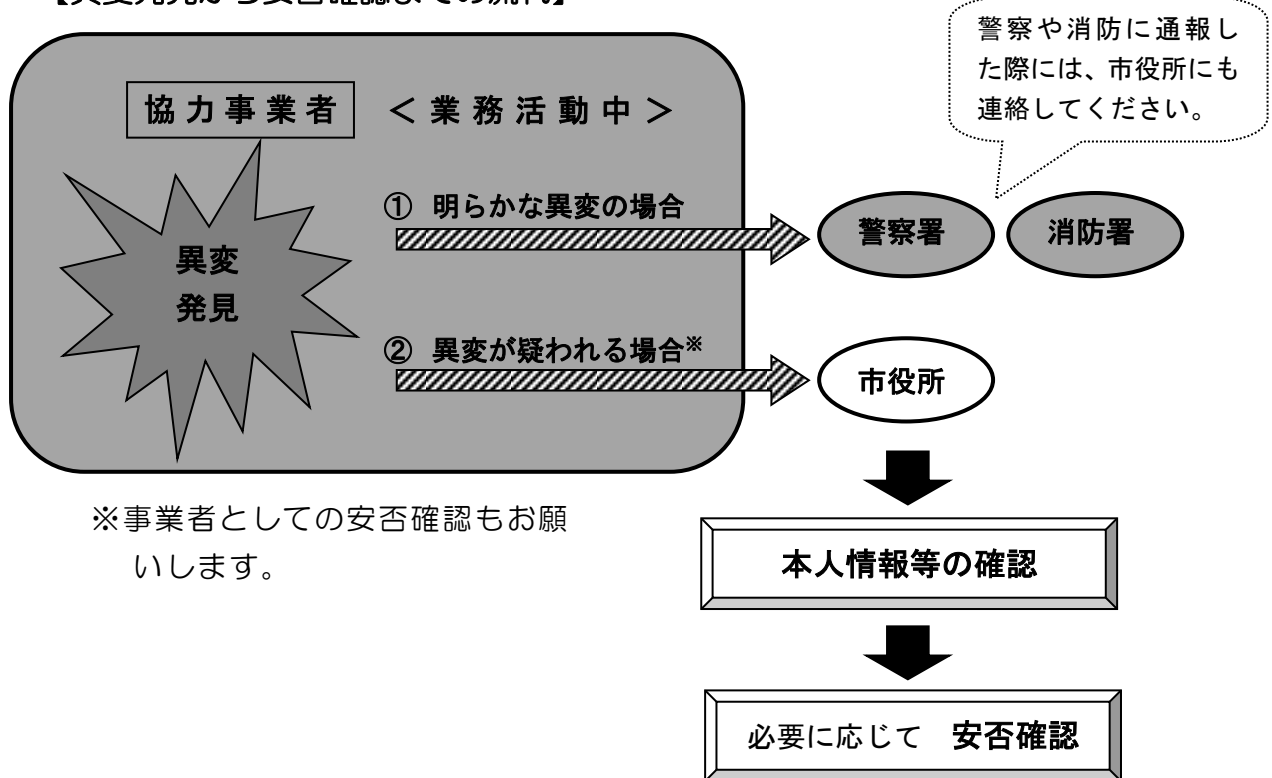
ただし、本人の希望による本人のみの情報、通報者の表彰、個人を特定できない範囲での報道発表、犯罪防止のほか、特に必要と認められた場合はこの限りではありません。

## 3. 通報の考え方

- 協力事業者の皆さまが、自らの業務に支障のない範囲で、業務活動中の異変に気付いたときに、通報をお願いするものです。  
※義務付けするものではありません。
- ガイドラインはあくまでも通報の目安となるものです。事業者として把握している情報をもとに判断して通報をお願いします。
- 事業者として独自の安否確認を実施している場合は、その取組の継続をお願いします。

## 4. 通報の基準と通報先

【異変発見から安否確認までの流れ】



### ① 明らかな異変の場合 → 警察署・消防署へ通報

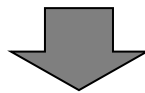
- 対象者が明らかに死亡している ⇒ 警察署（110）
- 対象者がケガ・病気などにより、救急車が必要な状態 ⇒ 消防署（119）
- 家の中で倒れているなど、呼びかけに応じられない状態 ⇒ 警察署（110）・消防署（119）

※警察署・消防署へ通報された場合は、到着した警察官・消防隊へ状況等の説明をお願いします。なお、警察署等に通報された際には、後日改めて通報した内容等を市役所まで連絡（FAX）をお願いします。

② 異変が疑われる場合 → 市役所 長寿介護課へ通報

- 対象者の行方が把握できず、安否の確認がとれない
- 家屋の状況等におかしな状態がみられる など  
(見守りチェックシート参照)

※ 事業者として可能な対応（顧客情報等の連絡先への確認など）がある場合は、その安否確認をお願いします。



通報を受けた市は、ケアマネジャーや地域包括支援センター、民生委員など関係機関から情報収集を行います。

その上で対象者宅を訪問して安否の確認をします。

## 5. 通報者への配慮

- ◇ 市は、通報者に関する情報（事業者名、氏名、連絡先など）については、見守り活動に関する事務のみに使用します。
- ◇ 市は、通報後の世帯の状況について、必要に応じて通報者に報告するものとします。（ただし、世帯の個人情報に関する内容は除きます。）
- ◇ 協力事業者は、通報に誤りがあった場合、または通報を行うことができなかった場合であっても、生じた問題についてその責任を問われな  
いものとします。

## 6. 通報窓口

- ① FAXにより『知立市高齢者見守り連絡票』の送信をお願いします。  
（何時でも結構です。）
- ② 長寿介護課が連絡票を確認後、電話で状況等の確認をさせていただきます  
ので、よろしくお願いします。

※ 緊急の場合は、警察署・消防署に通報してください。

**知立市役所 長寿介護課 長寿係**

◇ FAX : 0566-83-1141

◇ 電話 : 0566-95-0150（直通）

※電話による対応は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

（休日及び夜間は、翌開庁日の対応になります。なお、FAXを送信  
いただいた場合、翌開庁日に長寿介護課からご連絡いたします。）

## 知立市見守りチェックシート

- 最近外出していない様子である。姿を見かけなくなった。
- 新聞や郵便物がポストにたまっている。
- 同じ洗濯物が何日も干してある。
- 家の照明が昼間も点いたまま、または夜間も照明が点かない。
- 使用料の大幅な変化・料金滞納による供給停止。
- 身なりが乱れている。(不潔である・季節にそぐわない服装頭髪の乱れ)
- 悪臭がする。
- 以前に比べて部屋の中が散らかっている。
- 目を合わせようとしない。話をすることを拒む。
- あざなどがあり暴力を受けている様子がある。
- 怒鳴り声や、激しいなき声がする。
- 長時間外にいる。
- そわそわしている。おどおどしている。

「あれ」、「どうしたのかな？」という小さな気づき大切です。